

平成21年12月に支給する公立大学法人九州歯科大学職員の期末手当及び勤勉手当の額を定める規程

法人規程第 11号

平成21年12月7日

(平成21年12月に支給する公立大学法人九州歯科大学職員の期末手当の額)

第1条 職員（公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）に平成21年12月に支給する期末手当の額は、給与規程第26条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の135」と、「100分の140を」とあるのは「100分の115を」とし、これらの規定並びに給与規程第30条第1項から第3項まで、第5項及び第7項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。）及び管理職手当の月額合計額に100分の0.25を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
技術職給料表	1級	1号給から55号給まで
	2級	1号給から16号給まで
看護職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から 4号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.25を乗じて得た額

(3) 平成21年12月1日において減額改定対象職員であった者の基準額及び同月
 に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.25を乗じて得た額

(平成21年12月に支給する公立大学法人九州歯科大学職員の勤勉手当の額)

第2条 職員に平成21年12月に支給する勤勉手当の額は、給与規程第29条第2項中
 「100分の75」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の75、1
 2月に支給する場合においては100分の65」と、「100分の67（特定幹部職員に
 あっては、100分の85）」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の
 67（特定幹部職員にあっては、100分の85）、12月に支給する場合においては1
 00分の59（特定幹部職員にあっては、100分の77）」とし、これらの規定及び給
 与規程第30条第1項の規定により算定される勤勉手当の額とする。

(その他)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。